

名古屋大学平和憲章の制定から30年がたった今でも世界には銃弾に怯えたり、貧困に苦しむ人が大勢います。また、日本は近隣の国々との良好な関係を築くことができていません。この機会に、私たちの周りに起きていることをよく見て、平和について考えてみませんか？



名古屋大学平和憲章エッセイ 2017

エッセイをかいて応募してみよう

① 名古屋大学平和憲章を読んで「私たちに何ができるか」を考えてみる

このピラ裏面に平和憲章の全文を掲載しています！



名大生協HPでも読みます！（英語・中国語版有）
http://www.nucoop.jp/committee/peace.html

② 平和について考えたこと・感じたことを自らの言葉で表現してみる

文字数は 1000～1600 字です



日本語で書いてください



③ ピラに付いている応募用紙を原稿に添付して、いずれかの方法で応募する

- ①名大生協北部厚生会館2階の組合員コーナーに直接提出する！
- ②次の宛先に郵送する！
- ③次の宛先へメールに添付して送る！

〒464-0814
名古屋市千種区不老町1
名古屋大学消費生活協同組合「憲章エッセイ」係
E-mail: kumiaiin-corner@coop.nagoya-u.ac.jp

一次締切 5月12日(金)



1次締切までに応募すると…

書籍部15%割引券がもらえる！

二次締切 6月30日(金)

※いずれも消印有効です。

問い合わせ先

名大生協理事会 TEL:052-781-1111 E-mail:kumiaiin-corner@coop.nagoya-u.ac.jp

優秀者にはこんな賞品が！

入選1名に…

オキナワの旅！

佳作最大5名には…

図書カード 5000円分

参加賞として…

食堂利用券 400円分

をプレゼント！

組価71,800円(予定)の
旅費を全額援助！



「オキナワの旅」は生協オリジナルのツアー！沖縄の自然を満喫するだけでなく沖縄戦の傷跡にふれたり、米軍基地の現状を知ったりできます。オプションとして離島ならではのマリンスポーツも。入選された方の賞品として、「オキナワの旅」の旅費を全額援助させていただきます。日程は9/7(火)から9/8(金)の予定です。



『名古屋大学平和憲章エッセイ』募集要項 ■応募資格 ■名大生協の組合員である学生および大学院生 ■募集期間 ■一次締切 5月12日(金) 二次締切 6月30日(金) ※消印有効。集計・選考の都合上なるべく一次締切までにご応募ください。一次締切までにご応募いただいた方には書籍部15%割引券(有効期間 5月15日～8月31日)を進呈します。 ■テーマ ■自由 (ただし、名古屋大学平和憲章をよく読んで上でエッセイを書いてください) ■文字数 ■1000字～1600字 (日本語に限る) ■応募方法 ■次のいずれかの方法でご応募ください (1)名大生協北部厚生会館2階組合員コーナーに直接提出する (2)次の宛先に郵送する 〒464-0814 名古屋市千種区不老町1 名古屋大学消費生活協同組合「憲章エッセイ」係 (3)メールに添付し次の宛先に提出する。名古屋大学消費生活協同組合「憲章エッセイ」係 E-mail(kumiaiin-corner@coop.nagoya-u.ac.jp) ※直接提出・郵送の場合はこのピラに付いている応募用紙を添付してください。メールの場合は応募用紙の必要事項をメール本文に記入してください。 ■審査員 ■名大生協理事長を審査委員長とし、名大生協理事会で審査します ■結果発表 ■各生協店舗にて掲示し、入選者には直接連絡します ●回収した個人情報は、入選のご連絡などこの企画に関する目的以外で使用しません。また、名大生協の個人情報保護方針に基づき厳重に管理されます ●応募作品の著作権は応募者に、使用权は名大生協に帰属するものとし、無償で発表・印刷されることがあります。

名古屋大学消費生活協同組合

切り取り線

～『名古屋大学平和憲章エッセイ』応募用紙～

No. _____

作品の タイトル		
所属・クラス等		TEL
氏名	E-mail	
住所		

※郵送・直接提出の場合は太枠内に必要事項を記入し、作品の1ページ目にホチキスで添付して提出してください。

メールの場合は上記の項目をメール本文に記入してください。

名古屋大学平和憲章

わが国は、軍国主義とファシズムによる侵略戦争への反省と、ヒロシマ・ナガサキの原爆被害をはじめとする悲惨な体験から、戦争と戦力を放棄し、平和のうちに生存する権利を確認して、日本国憲法を制定した。

わが国の大学は、過去の侵略戦争において、戦争を科学的な見地から批判し続けることができなかつた。むしろ大学は、戦争を肯定する学問を生みだし、軍事技術の開発にも深くかかわり、さらに、多くの学生を戦場に送りだした。こうした過去への反省から、戦後、大学は、「真理と平和を希求する人間の育成」を教育の基本とし、戦争遂行に加担するというあやまちを二度とくりかえさない決意をかためてきた。

しかし、今日、核軍拡競争は際限なく続けられ、核戦争の危険性が一層高まり、その結果、人類は共滅の危機を迎えている。核兵器をはじめとする非人道的兵器のすみやかな廃絶と全般的な軍縮の推進は、人類共通の課題である。

加えて、節度を欠いた生産活動によって資源が浪費され、地球的規模での環境破壊や資源の涸渇が問題となっている。しかも、この地球上において、いまなお多くの人々が深刻な飢餓と貧困にさらされており、地域のおよび社会的不平等も拡大している。「物質的な豊かさ」をそなえるようになったわが国でも、その反面の「心の貧しさ」に深い自戒と反省がせまられている。戦争のない、物質的にも精神的にも豊かで平和な社会の建設が、切に求められている。

今、人類がみずからの生み出したものによって絶滅するかもしれないという危機的状況に直面して、われわれ大学人は、過去への反省をもふまえて、いったい何をなすべきか、何をしうるか、鋭く問われている。

大学は、政治的権力や世俗的権威から独立して、人類の立場において学問に専心し、人間の精神と英知をにうることによってこそ、最高の学府をもってみずからを任じることができよう。人間を生かし、その未来をひらく可能性が、人間の精神と英知に求められるとすれば、大学は、平和の創造の場として、また人類の未来をきりひろく場として、その任務をすすんで負わなければならない。

われわれは、世界の平和と人類の福祉を志向する学問研究に従い、主体的に学び、平和な社会の建設に貢献する有能な働き手となることをめざす。

名古屋大学は、自由闊達で清新な学風、大学の管理運営への全構成員の自覚的参加と自治、各学問分野の協力と調和ある発展への志向という誇るべき伝統を築いてきた。このようなすぐれた伝統を継承し、発展させるとともに、大学の社会的責任を深く自覚し、平和の創造に貢献する大学をめざして、名古屋大学全構成員の58% (8,523人) の批准署名に基づき、ここに名古屋大学平和憲章を全構成員の名において1987年2月5日に制定する。

1. 平和とは何か、戦争とは何かを、自主的で創造的な学問研究によって科学的に明らかにし、諸科学の調和ある発達と学際的な協力を通じて、平和な未来を建設する方途をみいだすよう努める。

その成果の上に立ち、平和学の開講をはじめ、一般教育と専門教育の両面において平和教育の充実をはかる。

平和に貢献する学問研究と教育をすすめる大学にふさわしい条件を全構成員が共同して充実させ、発展させる。

2. 大学は、戦争に加担するというあやまちを二度とくりかえしてはならない。

われわれは、いかなる理由であれ、戦争を目的とする学問研究と教育には従わない。

そのために、国の内外を問わず、軍関係機関およびこれら機関に所属する者との共同研究をおこなわず、これら機関からの研究資金を受け入れない。また軍関係機関に所属する者の教育はおこなわない。

3. 大学における学問研究は、人間の尊厳が保障される平和で豊かな社会の建設に寄与しなければならない。そのためには、他大学、他の研究機関、行政機関、産業界、地域社会、国際社会など社会を構成する広範な分野との有効な協力が必要である。

学問研究は、ときの権力や特殊利益の圧力によって曲げられてはならない。社会との協力が平和に寄与するものとなるために、われわれは、研究の自主性を尊重し、学問研究をその内的必然性にもとづいておこなう。

学問研究の成果が人類社会全体のものとして正しく利用されるようにするため、学問研究と教育をそのあらゆる段階で公開する。社会との協力にあたり、大学人の社会的責任の自覚に立ち、各層の相互批判を保障し、学問研究の民主的な体制を形成する。

4. われわれは、平和を希求する広範な人々と共同し、大学人の社会的責務を果たす。平和のための研究および教育の成果を広く社会に還元することに努める。

そして、国民と地域住民の期待に積極的に応えることによって、その研究および教育をさらに発展させる。

科学の国際性を重んじ、平和の実現を求める世界の大学人や広範な人々との交流に努め、国際的な相互理解を深めることを通じて、世界の平和の確立に寄与する。

5. この憲章の理念と目標を達成するためには、大学を構成する各層が、それぞれ固有の権利と役割にもとづいて大学自治の形成に寄与するという全構成員自治の原則が不可欠である。われわれは、全構成員自治の原則と諸制度をさらに充実させ、発展させる。

われわれは、この憲章を、学問研究および教育をはじめとするあらゆる営みの生きてはたらく規範として確認する。そして、これを誠実に実行することを誓う。

(1987.2.5 制定)